

川東浄水場更新事業 要求水準書 新旧対照表

旧 要求水準書（案）※R4.8.12 公表		新 要求水準書 ※R5.2.17 公表	
頁・項目	内容	頁・項目	内容
目次	別紙 1～14	目次【新規追加】	別紙 15「設備台帳様式及び資産取得報告書様式」 別紙 16「浄水水質検査結果（令和 2 年度～令和 4 年度）」の追加
P3 1.3.3 仕様書等	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省） ● 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省） ● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省） ● 水道工事標準仕様書（設備工事編）（公益社団法人日本水道協会） ● 標準仕様書（2020.6 都城市上下水道局水道課） ● 給水装置工事設計施工マニュアル（平成 27 年 3 月改訂版）（都城市上下水道局） ● プラント設備工事標準仕様書 ● その他関連仕様書等 	P3【修正】 1.3.3 仕様書等	「プラント設備工事標準仕様書」を削除
P7 2.2 敷地条件	2.2 敷地条件 表 2.2.1 川東浄水場の敷地概要 図 2.2.1 川東浄水場の敷地境界図 表 2.2.2 母智丘配水池の敷地概要 図 2.2.2 母智丘配水池の敷地境界図	P10～13【新規追加】 2.2 敷地条件	2.2 敷地条件 表 2.2.1 川東浄水場の敷地概要 図 2.2.1 川東浄水場の敷地境界図 表 2.2.2 母智丘配水池の敷地概要 図 2.2.2 母智丘配水池の敷地境界図 <u>「図 2.2.3 川東浄水場用途地域」</u> <u>「図 2.2.4 都城市都市計画用途地域図の凡例」</u> <u>「表 2.2.3 規制地域と用途区分の定義」</u> <u>「表 2.2.4 都城市における悪臭防止法に係る規制基準」</u>

旧 要求水準書（案）※R4.8.12公表		新 要求水準書 ※R5.2.17公表	
頁・項目	内容	頁・項目	内容
P10 2.3.2 前提条件	表 2.3.1 川東浄水場の水源別取水計画	P14【修正】 2.3.2 前提条件	表 2.3.1 中に「取水可能量」等を追記
P18 4.1.1 実施計画 に関する事項	2) 業務実施体制 【要求水準】 ① 事業者の各構成員の各工種等における役割分担を明確にすること。 ② 実施体制、配置人員、市との連絡体制を明確にすること。	P22【修正】 4.1.1 実施計画 に関する事項	2) 業務実施体制 【要求水準】 ① 事業者の各構成員の各工種等における役割分担を明確にすること。 ② 実施体制、配置人員、市との連絡体制を明確にすること。 <u>「③ 長期に渡る事業を実施する体制を明確にすること。」</u> を追記
P25 4.3.2 浄水施設設計 に関する事項 (土木、建築、電気、 機械及び配管の既設撤去・ 新設設計)	⑥電気設備設計（各施設における動力設備等） ● 受変電設備は、各施設の運転に支障がないように新設及び撤去すること。	P29【修正】 4.3.2 浄水施設設計 に関する事項 (土木、建築、電気、 機械及び配管の既設撤去・ 新設設計)	⑥電気設備設計（各施設における動力設備等） ● 受変電設備は、各施設の運転に支障がないように新設及び撤去すること。 <u>「なお、川東浄水場内に設置されている場外への送電設備は本事業の対象とし、場外の取水施設に関しては対象外とする。」</u> を追記
P28【修正】 4.3.2 浄水施設設計 に関する事項 (土木、建築、電気、 機械及び配管の既設撤去・ 新設設計)	⑧ 建築物設計 ● 主要施設はユニバーサルデザインとすること。	P32【修正】 4.3.2 浄水施設設計 に関する事項 (土木、建築、電気、 機械及び配管の既設撤去・ 新設設計)	⑧ 建築物設計 ● 主要施設は <u>見学者対応を考慮し</u> ユニバーサルデザインとすること。 に修正

旧 要求水準書（案）※R4.8.12公表		新 要求水準書 ※R5.2.17公表	
頁・項目	内容	頁・項目	内容
P33 4.4.1 施工の安全性及び水処理の安定性確保に関する事項	2) 施工の安全性及び水処理の安定性確保に関する事項 【要求水準】 ① 施設切替時において、要求する機能を満足した水量・水質を確保すること。 ② 工事期間中における水処理の安定性を阻害する要因について想定を行うこと。 ③ ②で想定した要因を未然に防ぐ対策を策定すること。	P37【修正】 4.4.1 施工の安全性及び水処理の安定性確保に関する事項	「④工事期間中の川東浄水場・母智丘配水池の運転・維持管理業務に十分配慮すること。」を追記 「⑤複数工事同時発生時期における工事間の調整を適切に行うこと。」を追記
P33 4.4.3 周辺住民への配慮に関する事項	【要求水準】 ① 周辺環境調査、電波障害調査を実施し、本事業で整備した構造物等により障害が生じる場合は対策を講じること。 ② 工事期間中において、川東浄水場周辺の住環境へ影響を与える可能性がある要因の想定を行うこと。 ③ ①にて想定した要因に対する対応策を策定すること。 ④ 本事業に関する近隣住民説明会用の資料作成及び説明会等の市の補助を行うこと。 ⑤ <u>以下に示す調査及び対策を講じること。</u>	P37【修正】 4.4.3 周辺住民への配慮に関する事項	「⑤以下に示す調査及び対策を講じること」を削除
P38 5.2.1 工事全般（防水工事）	（防水工事） ・ <u>市が指定する防水工事の工法一覧より適切な工法を選択し、材料メーカー、専門工事業者、事業者の三社連名にて、各材料・工法に応じた年数の防水保証書を3部提出すること。</u>	P42【修正】 5.2.1 工事全般（防水工事）	「市が指定する防水工事の工法一覧より」を削除

旧 要求水準書（案）※R4. 8. 12 公表		新 要求水準書 ※R5. 2. 17 公表	
頁・項目	内容	頁・項目	内容
別紙 9 単線結線図（既設）		別紙 9【修正】 単線結線図（既設）	「単線結線図（既設）」の廃止済み井戸（8号井、10号井） の削除を追記
		別紙 15【新規追加】	「設備台帳様式及び資産取得報告書様式」
		別紙 16【新規追加】	「浄水水質検査結果（令和2年度～令和4年度）」